



**公共サービスは公益のために**  
新サービス貿易協定(TiSA)に関する国際公務労連の声明  
WTO閣僚会議  
インドネシア、バリ 2013年12月3～6日

質の高い公共サービスとディーセント・ワークをあまねく実現することは、経済開発の目標であり、国際貿易はその手段です。

**貿易協定は質の高い公共サービスやディーセント・ワークを提供するための土台を壊してはなりません。**

質の高い公共サービスはダイナミックであり、地域社会の政治、社会、技術的ニーズの変化に応じて進化します。貿易協定は公共サービスの提供を自国で決めるための裁量(ポリシースペース)を奪ったり、改革を阻害したりするものではあってはなりません。貿易協定は、民間業者によるサービス提供の試みが失敗した場合や、民主的に選ばれた政府によって拒絶された場合に、公共サービスの回復や拡大を邪魔するものであってはなりません。

**国際貿易を奨励する条約は、公共サービスを適用範囲から除外するべきであり、政府から公共サービスを回復、活性化、拡大する能力を奪うことがないようにしなければなりません。**

新サービス貿易協定(TiSA)に関する報告書では、GATSをはじめとする貿易協定のもとで公共サービスを守ることの難しさ、さらに現行のTiSA交渉ではこの状況がさらに悪化すると懸念が指摘されています。TiSAは適用範囲をプライバシーの権利、インターネットの自由、環境規制、消費者保護をはじめとする重要な公共財に拡大し、脅かしています。2008年の世界金融危機の原因は忘れられたのでしょうか。TiSAは金融部門における一連の自由化・規制緩和を提案し、危機を解決する負担を強いられた公共部門はこれからも自由化と規制緩和の標的となります。

TiSAを主導するのは、WTOのドーハ開発アジェンダに苛立ちを見せた先進国と多国籍サービス企業です。ドーハ・ラウンドが行き詰まったのは、先進国が農業・開発問題で立場を変えなかったことが背景にありました。交渉を離れ、民間事業者の限られた企業利益を達成することだけに注力する決断は、国の高官がどう反論しようとも、富裕国がドーハ・ラウンドに背く兆候であると言えます。さらに、これによって小規模の後発・新興経済諸国は、保守政権が権力を握るなど政治条件が許せば、協定への参加を迫られるようになります。この状況は容認できません。

**こうした脅威と企業圧力が交渉の原動力であることを踏まえると、TiSA交渉が秘密裏に進められている状況は憂慮すべき容認しがたいものと言えます。**

すでにTiSA交渉に参加している国の政府は、全面的な協議と情報開示に応じるべきです。交渉参加国の政府は、民主主義と監督権限が深刻な影響を受ける地方政府とも、全面的に協議を行うべきです。多国間プロセスの外でさまざまな分野の交渉がなされることで広がる侵食作用を、私たちは支持することはできません。

**貿易協定は民営化を促進すべきではありません。**

貿易交渉参加国は、協定を通じて政府に民営化を強いることはないとの主張を続けますが、進歩的な政府の主な選択肢は明らかに制限されます。公共サービスが受けるマイナスの影響には、既存のサービスを拡大する費用や新たにサービスを創出するため費用が増大するため公共サービスが既存の範囲内に制限さ

れること、公共サービスの提案または実施にあたり、企業がそうしたイニシアチブを阻止する交渉力が増大すること、法的に撤回を不可能にすることで将来の民営化を確定してしまうことがあります。

### 「ネガティブリスト」は未知の方法で将来の政府を拘束します。

報告によると、TiSA交渉参加国は、TiSA原案の骨子に合意したようです。これはGATSとほぼ一致していますが、大きな違いは、TiSAが内国民待遇に対して「ネガティブリスト」のアプローチをとっている点です。内国民待遇の義務は、例外として禁止するものを明確に列挙しないかぎり、すべての措置と分野に自動的に適用されます。

「列挙しなければ認めない」アプローチであるため、公共サービスをはじめ公益にかなった規制に対するリスクが大きく高まります。政府が保護を怠った公共政策は、たとえそれが不注意によるものでも、自由化の対象とされる可能性があるのです。

### 「スタンドスティル条項」と「ラチェット条項」で将来の政府の自由がなくなります。

TiSAのラチェット条項は「国内サービスに関連する措置で協定が定める義務(市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇)に現在従っていないものに変更または修正を加える場合は、協定により適合する方向で行うこと」を義務付けています。

TiSAは政府に「新たなサービスすべて」への適用を義務付けます。つまりまだ考案されていないものにも適用がなされます。こうしたルールのもと、政府は将来の世代が民営化の路線を変更できないようにすることができます。貿易協定は、将来民主的に選ばれた政府の自由を拘束するものであってはなりません。

### 国内規制の拡大と、民間仲裁機関による解決は認めません。

GATSのVI:4条では、今後の交渉で「資格の義務・手続き、技術基準、免許の義務」はサービスの貿易に「不要な」障壁とはならないことを明らかにすることがうたわれています。WTO交渉が停滞していることもあり、TiSA参加国は国内規制の原案を独自に策定しようとしています。非差別的な政府施策には制約が課され、政府施策が透明性と客観的基準に基づいたものであるかどうか、目的達成のために必要以上の負担がないかを民間の仲裁機関が判断できるようにもなりかねません。TiSAによって、非差別分野における政府の施策が拘束されるべきではなく、また民間の仲裁機関を使うべきではありません。

### 貿易協定で国際労働移動を規制するべきではありません。

労働者は商品ではありません。労働者の移動を貿易協定で規制するべきではありません。モノやサービスとは違い、人間には人権を守るための制度が必要です。労働移動を規制できるのは、国際労働機関三者による基準設定プロセスだけです。

### 貿易交渉参加国に、各部門の規制を決定する無制限の権限を与えてはなりません。

TiSAの交渉参加国は「GATSのXVIII条が適用されるその他の問題」についてもルールを策定する包括的な権限を有し、金融業務、情報・通信技術、海上・航空輸送業務の規制に関する新たな部門別協定にも着手していることが知られています。

こうした交渉は、外国事業者の参入を促すために、各種サービス部門に拘束力のある規制のひな形を作ることが目的です。こうした規定から公共サービスを大きく除外することが必要であり、公共サービスに必要性テスト(necessity test)や、グローバル事業者に有利な市場志向の条件を適用させないようにしなければなりません。

TiSAが、交渉参加国に新たな規制のひな形づくりを義務付ける「生きた協定(living agreement)」としてデザインされ、将来的にも適用部門が広がることは明らかです。サービス貿易の交渉参加国は、外国貿易と商業を拡大する権限を有します。消費者、労働者、環境を守る、公益にかなった規制を制限し無効にする規制の枠組みを策定させないようにしなければなりません。

<sup>1</sup> ダニエル・プルジン(2013)「TiSA交渉で、市場アクセスを認める提案とコミットメントに前進(“TiSA Round Sees Progress on Proposals, Commitments to Make Market Access Offers.”)」WTO BNA Reporter 2013年11月12日